

福祉

家庭生活支援員

家庭生活支援・学習支援
家庭相談員・教員経験者・教員経験者 (SSW)

家庭生活支援担当 (学校巡回・訪問)

■経済的困窮を抱える世帯等へのアプローチ

- ・要保護世帯 (小・中)
- ・準要保護世帯
- ・ひとり親世帯

●対象者抽出

- 学校巡回 (情報収集)
- ↓ ※要支援と判断
- 支援開始 (手紙→家庭訪問)

■義務教育を終了した世帯への継続支援

- ・ふらっとくらぶ通級生
- ・まるしえへの相談歴のある世帯
- ・現) 要保護世帯 (16歳↑)

●対象者整理

- 手紙→家庭訪問

学習支援担当 (拠点・訪問)

■拠点型学習支援

○ペパン (セジュール・まるしえ)
中学生～高校生 (月・金)

■訪問型学習支援

○教員経験者スタッフが訪問支援を実施 (基礎学力の補完)

相談室セジュール・まるしえ
(中学生～)

子ども総合支援本部

- 福祉・教育の連携、情報共有
- 包括的な子ども支援策の検討・推進

【構成】

- ・保健福祉部長
- ・福祉総務課長
- ・こども家庭課長
- ・子ども政策課長
- ・こども相談センター長
- ・生涯学習部長
- ・学校教育課長
- ・社会教育課長
- ・教育支援センター長

教育

S S W ・ カウンセラー

不登校支援・相談支援
教員経験者・社会福祉士・臨床心理士 (チーフSSW) (SSW)

不登校支援担当 (学校巡回・訪問)

■スクールソーシャルワーク

スクールソーシャルワーカーは課題解決に向けて、教職員や保護者、子ども自身、また関係機関や地域と協働し、協働によって子ども支援の「つながり」の形成を目指します。また、スクールソーシャルワーク活動を通じて、教職員の「気づき」や学校の「課題解決力」を向上させることにより、学校現場に「人と環境との関係から問題を捉える考え方」が浸透し、「困った子は、困っている子」という見方と、教職員全員で個々の子どもが抱える課題を理解しようとする動きに繋げるための下支援をしていきます。

相談支援担当

■臨床心理士

- I. 児童生徒・保護者への相談対応及び連携調整
 - ・緊急時の対応 (自殺ほのめかし、自殺未遂)
 - ・精神疾患を視野に入れたケースへの早期対応と医療への橋渡し
- II. SSW活動の強化 (心理面のアセスメントのスーパーバイズ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る研修)
 - ・定期的なケース会議において心理面の助言を得る
- III. 適応指導教室 (ふらっとくらぶ) の機能強化
 - ・通級児童生徒及び保護者へのカウンセリングの実施
 - ・適応指導教室スタッフへのスーパーバイズ (ケース会議)

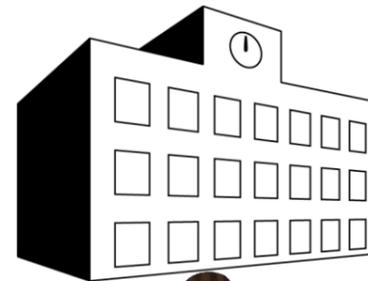
協育エキスパートチーム

連携

連携

巡回

巡回



情報共有・ケース検討 (アセスメント)

◆チーム目標◆

- 教育と福祉の連携
- 家庭生活の安定
- 学校生活の充実
- 不登校数の減少
- 学校力 (学力) の向上
- 社会生活の充実

教育支援教室ふらっとくらぶ (小学生・中学生)

●定例連絡会 / 月
(課長)・主査・エキスパートチーム

●SSW連絡会 / 月
(次長・参事 (指導主事)・学校教育主事・SSW)

要自立支援

要自立支援